

原子力損害賠償紛争審査会

会長 内田 貴 様

原子力損害賠償に係る要望書

令和6年7月24日

大熊町長 吉田 淳

大熊町議会議長 仲野 剛

- ・原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約13年4か月が経過しました。当町においてはこれまで、大川原地区での役場再開、災害公営住宅の入居、商業施設や交流施設などが開所し、令和4年6月30日には、旧市街地である特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除されました。

これを受けて、下野上地区復興拠点では、新たに整備された原・大野南再生賃貸住宅への入居が令和6年4月より開始となり、さらに、産業交流施設や商業施設の整備が進められるなど、確実にふるさとでの復興に向けた取り組みが進展しております。

しかしながら、現在も町土の約半分に及ぶ区域が帰還困難区域であり、今なお、特定復興再生拠点区域外の住民の方は、避難を強いられている状況が継続しております。また、たとえ避難指示解除となったとしても、町内において安定した生活を送るまでには、相当の時間と労力が必要となります。

令和3年8月31日に「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が政府から示され、令和5年6月2日に福島復興再生特別措置法の一部が改正され、避難指示解除による町民の帰還および帰還後の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

これを受けて、令和5年9月29日に「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」が認定され、さらに、令和6年2月2日に計画区域の拡大が認定されました。認定された計画に基づき、除染・家屋解体や道路・上下水道等のインフラ復旧等を進めており、特定帰還居住区域における避難指示解除に向けて取り組んでいるところです。

このような状況の中、今なお多くの町民は避難生活の長期化に伴う精神的な苦痛、経済的な負担を被っており、その内容は、避難が長引くにつれて深化し多様化しております。

当町では、町民の負担を緩和するよう、中間指針（以下「指針」という。）の見直しを要望してまいりましたが、令和4年12月20日に中間指針第五次追補が発出され、約9年ぶ

りに指針の見直しが行われました。

審査会におかれましては、復興の状況だけではなく、目を背けたくなるような当町の現状を十分に御理解いただき、国策として推進してきた原子力発電所の事故により、苦痛を強いられている町民及び事業者の被害実態に即した内容となるよう自ら定める指針を不断に見直すことに努めていただきたい。

以上を踏まえ、改めて、下記の事項について、その実施を強く要望いたします。

記

1. 適時適切な指針の見直しについて

「中間指針第五次追補」策定後も、被害者の生活や事業の再建が確実に果たされるように、避難生活の長期化が継続している被害者や被災地の実情をしっかりと受け止め、帰還困難区域等への現地視察、関係市町村等からの意見聴取、さらには後続訴訟における判決等の調査・分析等を踏まえ、迅速、公平かつ適切に賠償がなされるよう、自ら定める指針を不断に見直すこと。

2. 被害者の立場に立った誠実かつ迅速な賠償の対応について

東京電力に対する様々な不安感や不信感を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し、合意に至っていない従来の賠償請求にも誠実に対応させるなど、これまで以上に被害者に寄り添った取組を徹底させること。

また、「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び「和解仲介案の尊重」の「3つの誓い」を再認識し、厳守徹底させるよう、審査会として東京電力に強く申し入れること。

3. ALPS 処理水の処分に関する風評被害への賠償について

令和3年4月、政府によりALPS処理水の処分に関する基本方針が決定され、同年8月には当面の風評対策が、同年12月には行動計画が策定され、令和5年8月から現在までに計5回の海洋放出が実施されています。

海洋放出は長期間にわたる取組であり、国や東京電力においては、風評を生じさせないという強い決意の下、行動計画に基づき、徹底した安全対策や正確な情報発信の対応に努め、万全な風評対策を講じることはもちろんであるが、なおも生じうる風評被害に対しては、農林水産業や観光業のみならず、あらゆる業種において損害の範囲を幅広く捉え、簡易かつ柔軟な手法により、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実にを行うよう、審査会として東京電力に強く申し入れること。